



令和6年1月4日  
港湾局海岸・防災課

## 七尾港、輪島港等の港湾施設の利用可否等の公開

～令和6年能登半島地震における対応～

令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県内の港湾における円滑な物資輸送を確保する観点から、港湾法第55条の3の3の規定に基づき、港湾管理者（石川県）からの要請を受け、1月2日より国が石川県の港湾施設の一部を管理しております。

当面の間、主な港湾施設の利用可否情報を国土交通省港湾局のホームページで公開いたします。

1. 対象の港湾 七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、穴水港

2. 主な港湾施設の利用可否情報の公開先

(URL) [https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_mn7\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn7_000018.html)

### 【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 新村(46712)

電話：03-5253-8111(代表) 03-5253-8688(直通)